

農業を始める無利子の資金

就農支援資金制度



(平成22年4月作成)

農林水産省

就農支援資金は、新たに農業経営を開始する方や、就農希望者を新たに採用しようとする農業法人等の経営体を資金の面からサポート（無利子資金の貸付け）するものです。

▶ 新たに農業経営を開始する方

以下の①～③に該当する方は、「就農計画」を作成し、都道府県知事から認定を受けることにより（認定就農者）、就農支援資金を借り受けることができます。

対象者



- ① 自ら農業経営を目指す方
- ② 農業法人等への就職を目指す方
- ③ 現在農業法人等の従業員で、独立経営を開始する方（以下の要件を全て満たす方に限ります。）
 - ・従業員として農業に従事する期間が1年以上5年以内
 - ・従業員期間の農業従事経験を生かして個人による農業経営を開始する方
 - ・自己の経営について、農業簿記等により適正管理が可能な方

資金の種類

就農研修資金

農業大学校などの研修教育施設、国内外の先進農家などでの研修に必要な資金

就農準備資金

住居の移転、資格の取得、就農先の調査など就農の事前の準備に必要な資金

就農施設等資金

農業経営を開始する際の施設の設置、機械の購入などに必要な資金（②農業法人等への就職を目指す方は利用できません。）

▶ 就農希望者を新たに採用しようとする農業法人等の経営体

以下に該当する経営体の方は、新たに雇用する方に関する「就農計画」を作成し、都道府県知事から認定を受けることにより（認定農業者※）、就農支援資金を借り受けることができます。

※ 農業経営基盤強化促進法で規定される「認定農業者」とは異なります。

対象者

新たに農業を始める方を雇用し、研修等を通じて担い手として育てていこうとする農業法人や農家等の経営体

資金の種類

就農研修資金

新規就農者に、農業大学校などの研修教育施設、国内外の先進農家などで研修を実施させるのに必要な資金

就農準備資金

新規就農者が行う、住居の移転、資格の取得、就農先の調査など就農の事前の準備に必要な資金

Q 就農計画とは？

認定就農者又は認定農業者になるには、「就農計画」を作成して、都道府県知事に計画の認定を受ける必要があります。就農計画には、就農5年目の自らの経営の目標やその達成のための研修、就農準備、施設整備に関する資金計画及び事業計画等を記載します。都道府県知事は、就農計画の内容が就農促進方針（※）に照らして適当かどうか審査の上、認定します。

※ 就農促進方針は、都道府県毎に定められており、就農計画を認定する上での基準とされるものです。

◆資金の内容

区分	就農研修資金	就農準備資金	就農施設等資金
資金の種類	農業の技術又は経営の方法を実地に習得するための研修に必要な資金 授業料、教材費、視察研修費、滞在費、パソコン等研修用機器 等	住居の移転、資格の取得、就農先の調査等就農の準備に必要な資金 住居移転費（引越代、敷金礼金等）、資格取得費、就農先調査旅費、滞在費 等	農業経営を開始するのに必要となる施設・機械等の購入に必要な資金 施設・機械購入費、種苗費、肥料費、農薬費、家畜購入費、各種修繕費、農地等の賃借料、農業機械等のリース料 等 ※ 農地の取得経費は、貸付対象ではありません。
貸付主体	都道府県青年農業者等育成センター		・都道府県青年農業者等育成センター ・農協等の融資機関
貸付対象	認定就農者又は認定農業者		認定就農者
貸付限度額	・農業大学校 → 5万円/月 ・先進農家等(国内外) → 15万円/月 ・指導研修(青年のみ) → 200万円	200万円	・青年 → 3,700万円 (2,800万円を超える額については900万円又は必要な資金の額の1/2のいずれか低い額) ・青年以外 → 2,700万円 (1,800万円を超える額については900万円又は必要な資金の額の1/2のいずれか低い額) 【経営開始後5年間を対象】
償還(据置)期間	青年	12(4)年以内 (条件不利地域20(9)年以内)	12(5)年以内
	青年以外	7(2)年以内 (条件不利地域12(5)年以内)	
その他			債務保証の対象

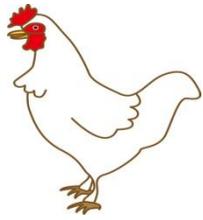
※ 青年・・・15歳以上30歳未満の方（都道府県知事の特認により40歳未満の方）
 青年以外・・・55歳未満の方（都道府県知事の特認により65歳未満の方）

※ 「条件不利地域」とは、豪雪地域や中山間地域等の地勢等の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域をいいます。

※ 就農支援資金の借入れには担保又は保証人が必要です。ただし、就農施設等資金を農協等の融資機関から借り受ける場合は、都道府県農業信用基金協会による債務保証を利用することができます。

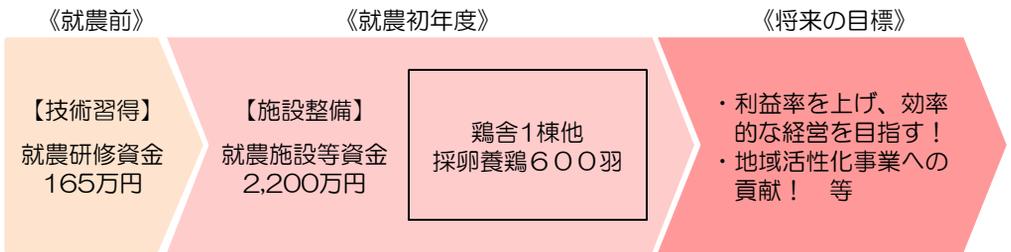
（注）債務保証に必要な条件等は都道府県農業信用基金協会により多少異なります。

◆活用事例

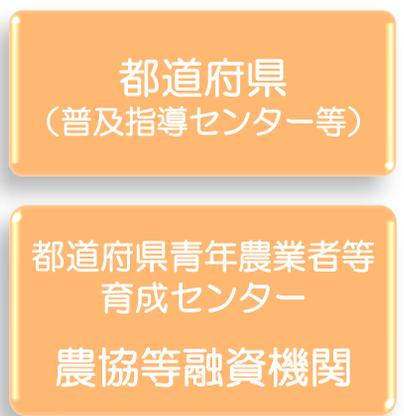
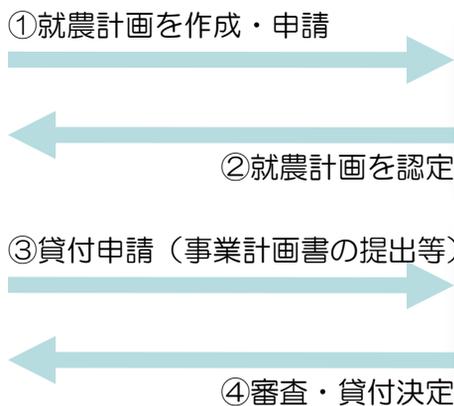


養鶏農家Aさん
(38歳)

Aさんは、自然の中で農業を中心とした生活を送りたいと思い、就農を決めました。就農前に、就農研修資金を利用して、1年間先進農家にて技術取得のための研修を実施し、経営開始に当たっては、就農施設等資金を利用して、鶏舎等を整備しました。現在、独自の配合飼料を使用する等、鶏の健康・卵の安全性にこだわった経営を行っています。



◆借入れ手続きの流れ



◆新規就農・就農支援資金に関するお問い合わせ先

都道府県により取扱いが異なる場合がありますので、詳細は下記の都道府県青年農業者等育成センター等又はお近くの普及指導センターへご相談下さい。

都道府県青年農業者等育成センター	電話番号	都道府県青年農業者等育成センター	電話番号
(財)北海道農業開発公社	011(271)2255	(財)滋賀県農林漁業後継者特別対策基金	077(523)5505
(社)青い森農林振興公社	017(773)3131	(社)京都府農業開発公社	075(417)6847
(社)岩手県農業公社	019(623)9390	(財)大阪府みどり公社	06(6266)8916
(財)みやぎ農業担い手基金	022(264)8238	(社)兵庫みどり公社	078(361)8116
(社)秋田県農業公社	018(884)5512	(財)奈良県農業振興公社	0742(23)6148
(財)やまがた農業支援センター	023(641)1117	(財)和歌山県農業公社	073(433)5547
(財)福島県農業振興公社	024(521)9848	(財)鳥取県農業農村担い手育成機構	0857(26)8349
(財)茨城県農林振興公社	029(239)7131	(財)しまね農業振興公社	0852(32)2300
(財)栃木県農業振興公社	028(648)9511	岡山県農林漁業担い手育成財団	086(226)7423
(財)群馬県農業公社	027(251)1220	(財)広島県農林振興センター	082(541)6185
(社)埼玉県農林公社	048(558)3555	(財)やまぐち農林振興公社	083(924)8100
(財)千葉県水産振興公社	043(222)9136	(財)徳島県農業開発公社	088(621)3083
(財)東京都農林水産振興財団	042(528)1357	(財)香川県農業振興公社	087(831)3211
神奈川県立かながわ農業アカデミー	046(238)5274	(財)えひめ農林漁業担い手育成公社	089(945)1542
(財)山梨県農業振興公社	055(223)5747	(財)高知県農業公社	088(823)8618
(社)長野県農業担い手育成基金	026(231)6222	(財)福岡県農業振興推進機構	092(716)8355
(社)静岡県農業振興公社	054(250)8991	(財)佐賀県青年農業者育成センター	0952(25)7106
(社)新潟県農林公社	025(281)3480	(財)長崎県農林水産業担い手育成基金	095(895)2935
(社)富山県農林水産公社	076(441)7396	(財)熊本県農業後継者育成基金	096(385)2679
(財)いしかわ農業人材機構	076(225)7621	(社)大分県農業農村振興公社	097(535)0400
(社)ふくい農林水産支援センター	0776(21)5475	(社)宮崎県農業振興公社	0985(51)2011
(社)岐阜県農畜産公社	058(276)4601	(社)鹿児島県農業・農村振興協会	099(213)7223
(財)愛知県農業振興基金	052(951)3626	(財)沖縄県農業後継者育成基金協会	098(866)2280
(財)三重県農林水産支援センター	0598(48)1226		